

感染症による出席停止について

学校では感染症の蔓延を防ぐため、学校保健安全法に定められた疾患について出席停止の措置をとっております。受診し、該当する感染症であると診断された場合は、すみやかに学校（担任）へ連絡してください。医師から指示された期間は、出席停止となり登校できませんので自宅で十分休養してください。

他への感染のおそれなくなり登校する際は、医師による「治癒証明書」が必要になります。なお、治癒証明書等の文書作成料は個人負担となりますがご了承ください。

- ◇「治癒証明書」：治癒証明書用紙は、「学校にある用紙」「インターネット本校ホームページから印刷」「（治癒証明書・登校許可書等）受診医療機関で所定の様式があればその用紙」のいずれかを使用してください。稀に、「治癒証明書」を発行していない医療機関があるようですが、その場合は学校へご相談ください。

【出席停止となる感染症及び出席停止期間】

疾患名	出席停止期間（以下の基準に基づき主治医が判断）	
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日（幼児は3日）を経過するまで	
百日咳	特有の咳が消失するまで。又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了まで	
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで	
流行性耳下腺炎（おたふく風邪）	耳下・顎下・舌下の各腺の腫脹が発現後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで	
水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が「かさぶた」になるまで	
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱・咽頭炎・結膜炎などの主要症状が消退後2日を経過するまで	
結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎		
流行性角結膜炎（はやり目）		
急性出血性結膜炎		
腸管出血性大腸菌感染症		
※ その 他 の 感 染 症	感染性胃腸炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで（症状が軽快し全身状態良好） 〔ノロウイルス等「感染性」の胃腸炎のみ。急性胃腸炎等感染しない胃腸炎は出席停止ではない〕
	マイコプラズマ感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで（症状が軽快し全身状態良好）
	溶連菌感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで（治療開始24時間経過後全身状態良好）
	ウイルス性肝炎（A型）	医師が感染のおそれがないと認めるまで（肝機能が正常になり全身状態良好）
	手足口病	医師が感染のおそれがないと認めるまで（全身状態良好）
	ヘルパンギーナ	
	伝染性紅斑（リンゴ病）	
伝染性膿痂疹（とびひ）	医師の指示によるが、通常出席停止の必要はなく湿潤部位を覆うことで登校可能	
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、マールブルグ病、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）、中東呼吸器症候群（MERS）	治癒するまで	
コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス	医師が感染のおそれがないと認めるまで	

※「その他の感染症」は、学校での流行を防ぐため、必要があれば出席停止の措置をとることができる疾患です。

とびひ・リンゴ病等、症状によっては出席停止の必要がなく登校可能と診断される疾患もありますので、主治医の指示を確認し学校（担任）へ連絡をお願いします。

また、上記以外の感染症であっても、医師から「他者への感染を防ぐため」登校しないよう指示された場合は、診断された疾患名も合わせて学校（担任）へご連絡ください。流行等の状況により必要があれば出席停止とすることがあります。